

令和4年2月1日(火)

発行責任者 理事長 谷口高志

<https://www.ibakoubi.com/>

〔1〕茨広美 第6回常任理事会 開催（リモート）

1月7日(金)午後5時から、第6回常任理事会がリモートで開催されました。谷口理事長、吉田副理事長、栗田副理事長、染谷専務理事、柴美也子常任理事、増田常任理事、以上6名が出席。

（議題）1. 臨時総会及び柴相談役祝賀会について 新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、開催をどうするか審議しました。来週、また様子を見て審議することになりました。

〔2〕元関東地区連会長 宮地健氏「お別れの会」に参列

1月8日(土)午後2時から、昨年2月に亡くなられた、元関東地区連会長 宮地健氏のお別れ会が、東京都文京区「護国寺」において執り行われ、谷口理事長が参列、ご冥福をお祈りいたしました。

〔3〕茨広美 第7回常任理事会 開催（リモート）

1月11日(火)午後4時50分から、第7回常任理事会がリモートで開催されました。谷口理事長、吉田副理事長、栗田副理事長、染谷専務理事、柴美也子常任理事、増田常任理事、以上6名が出席。

（議題）1. 臨時総会及び柴相談役祝賀会について 新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、開催をどうするか審議しました。ホテル側から、14日中ならキャンセル料は取らないとの連絡を受け、14日午後3時にもう一度審議知ることになりました。

〔4〕茨広美 第8回常任理事会 開催（リモート）

1月14日(金)午後3時から、第8回常任理事会がリモートで開催されました。谷口理事長、吉田副理事長、栗田副理事長、染谷専務理事、柴美也子常任理事、増田常任理事、以上6名が出席。

1. 臨時総会及び柴相談役祝賀会について

新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、開催をどうするか審議しました。

茨城県の新規感染者数が100人を大きく超え、200人に届こうとしており、臨時総会は、ZOOM による会議に変更、1月22日(土)午後3時より。通知は、週明けになるべく早く出す。

「柴正義氏黄綬褒章受章記念祝賀会」は、4月23日(土)に延期することに決定しました。

詳細は、決定次第、皆様に通知します

〔5〕元組合相談役・技能士会元常任相談役・元会長 西野英一氏 ご逝去

県央支部所属、当組合元相談役、技能士会元常任相談役、元会長、(株)西野看板 会長、西野英一氏におかれましては、薬効甲斐なく、1月9日ご逝去され、1月15日(土)に、ご葬儀が執り行われました。組合を代表して、谷口理事長が、技能士会を代表して、栗田会長が、香料を添え、お悔やみを申し上げて参りました。

〔6〕茨城県中小企業団体中央会「令和四年新春の集い」に参加

1月18日(火)午後3時から茨城県中小企業政治協議会監査、及び第44回通常総会、また、午後4時30分から、茨城県中小企業団体中央会「令和4年新春の集い」が「水戸京成ホテル」で開催され、谷口理事長が出席しました。

〔7〕茨広美 臨時総会開催（リモート）

1月22日(土)午後3時～、谷口理事長、吉田副理事長、栗田副理事長、染谷専務理事、柴美也子常任理事、増田忠洋常任理事、高森亮一理事、阿久津和広理事が出席し、リモート会議で開催されました。議事進行は次の通りです。組合員総数51名、出席者31名（本人出席8名、委任状出席23名）。司会者染谷専務理事、理事長の挨拶後、議事録署名人として、高森亮一氏（県南支部・(有)高森看板製作所）、阿久津和広氏（県央支部・サン工房）の2名を指名、審議に入りました。

〔議事〕 1. 令和3年度事業及び中間決算報告について

吉田副理事長より、令和3年度事業報告、11月末中間決算報告があり、説明がありました。

2. 体験学習について

栗田技能士会会長より報告があり、ご協力してくださった方々に感謝の意を表しました。

3. 関東地区連広告美術コンクール、終了報告について

増田コンクール実行委員より、今回は出品数は茨城が一番多く、受賞者もたくさん出たとの報告がありました。

4. 技能検定実技試験について

栗田首席技能検定委員より、受験者 粘着シート 1級 1名、2級 3名の受験者があり、2月4日(金)準備、2月5日(土)試験。皆様のご協力をお願いしたいとのことでした。

5. 「街歩きタウンミーティング」について

谷口理事長より、今年度、関東甲信越官民合同連絡会はコロナの影響で、中止となりました。また、茨城県都市計計画課でも中止との返事をいただき、残念ながら、今年も街歩きタウンミーティングは中止にいたします。とのことでした。

6. その他

栗田副理事長より、今年度の決算が黒字の場合、組合ジャンバーが古くなってきたので、新調したらどうかとの意見が出て、見積もりを取るようになりました。

〔8〕屋外広告業登録更新を忘れずに！！

屋外広告業登録は5年ごとに更新が義務付けられております。更新時期3か月ほど前に通知が届きますので、更新の手続きをお忘れなくお願いします。

〔9〕組合員・賛助会員 募集！！

当組合では、新規加入組合員・賛助会員を募集しております。加入希望者、推薦したい方がおりましたら、事務局までお知らせください。

〔10〕日広連オリジナルウエスの販売中！！

組合では、日広連発売のウエス①（ノアストロングタイプ 340mm×350mm 50枚/袋 18袋/ケース）、

②（ノアストロングタイプライト 340mm×350mm 50 枚/袋 24 袋/ケース）の申し込みを事務局で受け付けておりますので、是非ご利用ください。 価格は、①9,020 円・②8,228 円(送料、税込み)

〔11〕屋外広告物による公衆に対する危害の防止について

国土交通省より、注意喚起の文書が日広連より、組合あてに来ましたので掲載いたします。昨年 12 月 6 日、大分市森町において、男児が看板の支柱(広告板面なし)に登って遊んでいたところ、支柱が折れて落下する事故が発生しました。(原因は支柱の老朽化と思われる。) 屋外広告物適正化旬間等において、屋外広告物の安全性の向上に取り組んでいただいておりますが、引き続き、下記の措置を参考に、屋外広告物の安全性の向上に取り組んでいただきますよう、ご配慮方宜しく申し上げます。なお、屋外広告物法に係る事務の一部を市町村長に委任している場合には、当該市町村長に対しても周知徹底方お願いします。

また、建築基準法の規制の対象となるものの場合については、必要に応じて、建築担当部局と連携を図っていただきますよう、併せて申し上げます。

記

1. 屋外広告物を表示する者、掲出物件を設置する者、これらを所有、占有、管理する者に対し、公衆に対する危害の防止の観点から実効性のある点検を実施するとともに、設置後長期間が経過し、老朽化による倒壊、落下等のおそれがあるものについては、速やかに除却、改修等の適切な措置を講じるよう、指導を徹底する。
2. 条例により所有者等に対し、専門的知識を有する者に屋外広告物、掲出物件の劣化、損傷の状況を点検させることや(※1)、許可又は許可の更新等の申請を行う際に安全点検報告(※2)を提出することを義務づけている場合には、当該規定を適切に運用するとともに、報告内容を現地で確認する、報告内容を見直す、報告の頻度を上げるなど、実効性を高める。
※1 点検にあたっては、屋外広告業の事業者団体が作成している技術基準(屋外広告物点検基準(案))等を参考に確認することが望ましい。
※2 国土交通省では、屋外広告物の点検の実効性を高めるため、許可更新等の際の安全点検報告書における点検箇所や点検項目等を盛り込んだ「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」(平成 29 年 7 月)を取りまとめたところであり、安全対策推進の際の参考とされたい。 <https://www.mlit.go.jp/common/001194384.pdf>
3. 条例により許可に係る屋外広告物、掲出物件について管理者の設置を義務付けている場合には、今後当該規定を適切に運用するとともに、管理者に対して必要な指導、助言及び勧告を行う。
4. 違法な屋外広告物・掲出物件の中には、屋外広告物条例に基づく登録を受けていない業者により表示又は設置された物や、公衆に対して危害を及ぼすおそれの大きい物が少なからず存在すると考えられることから、屋外広告業の登録制度や屋外広告物の表示・掲出物件の設置等の許可制度についての普及啓発に努めるとともに、無登録業者や違法な広告物等に対しては厳格に対応する。